

湯河原ロータリークラブ



WEEKLY REPORT

ロータリーを实践し
みんなに豊かな人生を

第 2518回 例会
平成25年12月13日(金)
天候 晴れ
合唱 それでこそロータリー
四つのテスト

会長 渡辺 久恭

事務所 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716

幹事 石田 浩二

例会場 静岡県熱海市泉 107 ニューウェルシティ湯河原
TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401
例会日 毎週金曜日 12:30~13:30

会長挨拶

先週のクラブ年次総会でお話させて頂いた、会長ノミニーについてお話をさせて頂きます。

先ほど、理事の方には承認を得ましたので、発表させて頂きます。

先週の理事会の議事1. 会長ノミニーの選出についてで、選出方法といたしまして、直近5年の会長によって選出すると言う事で、先週の例会終了後、石川雅雄会員、小松雄成会員、伊藤伸之会員、山本明峰会員、渡辺久恭会員の5名で話し合った結果、次年度の幹事で大変だと思いますが是非、深澤昌光会員にお願いしたいと言う事に決まり、山本会員と昨日、お願いに伺い、気持ちよく受けて頂きました。今後、神谷会長エレクトにご足労頂き、私も微力ながら協力させて頂きますが、次年度の役員委員編成の案を決めてもらい、皆様をお願いに参る事に成りますので、その際は、ご協力お願い致します。最近では地区の動きが早く、年が変わると、早々に次年度の為のセミナー等が始まりますのでご協力お願い致します。

幹事報告

バギオ基金より

- 2012年度事業報告書の送付と基金へのご寄付のお願い

相豆新聞・湯河原新聞より

- 年賀広告掲載のお願い

広告料は各紙5,000円

スマイルBOX

伊藤伸之君 ミシェランガイド2014年版で

旅館部門に掲載されました。

深澤昌光君 12/4~10日人権週間が無事終了

いたしました。

出席報告	ゲスト 0名	ビジター 0名	会員 24名
	欠席 1(免除者 0名)		出席率 95.83%
	前回の修正出席率 82.61%		前々回の修正出席率 82.61%

小松雄成君

4月の地区協議会以来、このところ地区のセミナー等の知らせもきておりませんので、卓話としてお話しする材料がありません。

クラブ研修リーダーとしては、皆様が、それぞれのロータリアンとして研修につとめ、湯河原らしい理想とするクラブ作りを目ざして、日々、努力していると言うことでいいのではないかと考えています。

そこで今日は、私の仕事に関連して税制改正と特に相続税について話をさせていただきます。

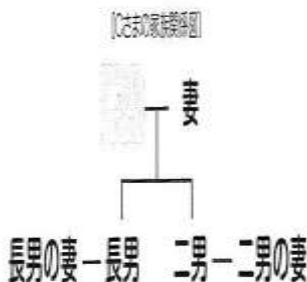
12月のこの時期は、政府・与党の税制調査会で、税制改正大綱が決定され、それに基づいて3月には予算と共に税法の改正がきまる重要な時期です。

今年の8月には、政府（内閣府）が、経済財政諮問会議で、中期財政計画として、今後の「税・財政と釈迦保証制度の改革スケジュール」を発表しました。1,000兆円を超える国の借金または、財政赤字を減らそうとするものです。

安倍政権が、個人の家計や働き方よりも、企業の活動をより優遇する経済政策を打ち出した。自民、公明両党が12日決めた来年度の税制改正大綱では、消費増税の負担をやわらげる「軽減税率」の導入判断を事実上、先送りしたほか、会社員の所得増税など「負担増」を相次いで決めた。一方、法人減税や派遣労働者を使いやすくする法改正を進めるなど、企業への支援はさらに手厚くなった。「アベノミクス」は、市場に出回るお金の量を大胆に増やす金融緩和や公共事業で景気を下支えする経済政策。政権は「第3の矢」として、法人減税などで企業の収益を増やして経済成長につなげる成長戦略を描く。企業を後押しする財源を確保しようとした結果、個人に「負担増」がしわ寄せされた。続いて相続対策についてお話ししようと思います。

〇さまのケース 世話になっている息子の妻にも遺産を分けたい

私は5年前から寝たきりで、同居している長男と長男の妻には大変お世話になっています。特に長男の妻は前身的に私や妻の面倒を見てくれており、非常に感謝しています。長男と長男の妻に少しでも多くの財産を遺したいのですがいい方法はないのでしょうか？



2

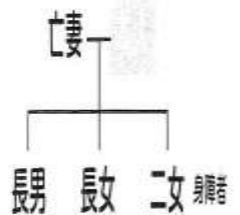
ございます。民法では「寄与分」という、被相続人の財産の維持・増加につき特別の寄与があった相続人（寄与者）に対し、遺産分割協議においてそれを考慮する制度があります。相続人全員の同意が必要です。また、寄与者は相続人に限定されていますので、長男の妻は対象になりません。このような場合、遺言により長男への配分を多くしたり、長男の妻に遺贈することができます。さらに、付言事項*で感謝の気持ちを伝えることもできます。

*付言事項とは、遺言に記載する法律で定められていない事項をいいます。法的な効力はないものの、遺言者の真意を伝えたいとされた趣旨に対してのさまざまな希望を書き添えます。

〇さまのケース 特に支えたいおさまがいる

【〇さまの家系関係図】

亡くなった妻と私の間には子供が三人います。長男と長女は独立しており、それぞれで生活していますが、二女は障がいがあるため私と二人で暮らしています。自宅だけでなく、二女には生活に困らないよう多めに財産を遺す予定ですが、問題はないでしょうか？



いいえ、〇さまの相続が発生した場合には、おさま三人で遺産分割協議を行うこととなります。二女の今後のために、ご自宅と今後の生活に必要な財産を確実に確保できるよう遺言を作成しておくことをおすすめします。また、死亡保険金を分割して受け取りできる保険をご活用されることも有効です。なお、長男、長女の遺留分にも注意する必要があります。

〇さまのケース 資産のうち不動産の割合が多い

【〇さまの家系関係図】

私は先祖伝来の土地を多数保有していて、不動産が財産の過半を占めます。先代からの土地はそのまま長男に引き継ぎたいのですが、長男が相続するのは当然で、二男と長女は理解してくれませんか？



いいえ、現行民法の考え方では、おさま三人の相続分は同等ですから、遺産分割協議の際に二男・長女から不動産を含め自分の遺産分割を求められる可能性が十分あります。この場合、長男が不動産を全て承継する代わりに長男が自己資金で二男・長女が取得すべき遺産に見合う金額を支払う方法（代償分割）もありますが、二男・長女の同意が必要です。また、遺言を作成して不動産を長男に相続させることは有効ですが、二男・長女から遺産分割請求される可能性があります。今のうちに二男・長女の理解を得ておくことが大事です。また、代償分割資金、遺留分減殺請求時の価額分償支払資金や相続税納税資金として長男を受取人とした保険に加入することも有効でしょう。